

時間外労働及び休日労働に関する労使協定書

大庭工業株式会社と大庭労働組合は、労働基準法第36条第1項に基づき、法定労働時間を超える労働（以下「時間外労働」という）及び法定休日の労働（以下「休日労働」という）に関し、下記の通り協定する。

記

（時間外・休日労働を必要とする場合）

第1条 会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、就業規則第 条の規定に基づき、時間

外・休日労働を命ずることができるものとする。

- 一 受注が集中し、法定労働時間内の勤務では処理が困難なとき
- 二 臨時の受注や納期の変更等により必要があるとき
- 三 決算期及び中間決算期等、季節的に業務が集中し、法定労働時間内の勤務では処理が困難なとき
- 四 月内、期末等、納品検査、棚卸、代金回収、経理事務等が繁忙なとき
- 五 その他前各号に準ずる事由が生じたとき

（時間外労働及び休日労働を必要とする業務の種類及び従業員数）

第2条 時間外労働及び休日労働を必要とする業務の種類及び従業員数は次の通りとする。

Aグループ		Bグループ (1年単位の変形労働時間制適用者)	
業務の種類	従業員数	業務の種類	従業員数
運送	2名	機械組立	20名
経理	2名	製品検査	3名

（時間外労働時間及び休日労働日数）

第3条 時間外労働の限度及び休日労働日数の限度は、次の通りとする。

	時間外労働の限度			休日労働の限度
	1日	1カ月	1年	
前条Aグループの従業員	2時間	40時間	300時間	2日
前条Bグループの従業員	2時間	20時間	180時間	2日

2 前項により、休日労働を命ずる場合の始業及び終業の時刻、休憩時間は次の通りとする。ただ